

あま市国民保護計画（平成26年度修正案）新旧対照表

頁	旧（平成24年度）	新（平成26年度修正案）	修正の理由																																																																																																																																						
3	<p>第1編 総論</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。</p> <p>また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p>	<p>第1編 総論</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。</p> <p>また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p>	用語の整理																																																																																																																																						
6	<p>第4章 市の地理的、社会特徴</p> <p>(2) 気候</p> <p>本市の気候は、太平洋側気候のうち東海式気候に属し、一般に温暖で夏季多雨、冬季は「伊吹おろし」と呼ばれる北西の冷たい風が吹き乾燥した快晴の日が多い。平均気温は夏季27℃前後、冬季4℃前後となっており、平均年間降雨量は1,500ミリ程度である。</p> <p>【平均気温】 (℃)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年</td> <td>4.6</td> <td>3.3</td> <td>9.5</td> <td>14.5</td> <td>19.1</td> <td>22.2</td> <td>27.7</td> <td>27.2</td> <td>23.5</td> <td>18.3</td> <td>11.7</td> <td>7.3</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>4.6</td> <td>6.6</td> <td>8.5</td> <td>14.5</td> <td>19.3</td> <td>22.9</td> <td>26</td> <td>26.5</td> <td>23.1</td> <td>17.8</td> <td>12.4</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>3.9</td> <td>6</td> <td>8.2</td> <td>12.5</td> <td>18.1</td> <td>23.4</td> <td>20.4</td> <td>29</td> <td>25.4</td> <td>16.2</td> <td>11.6</td> <td>7.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>【降水量】 (mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年</td> <td>24.5</td> <td>45.5</td> <td>142</td> <td>193</td> <td>217</td> <td>253</td> <td>42.5</td> <td>222.5</td> <td>156</td> <td>110.5</td> <td>44</td> <td>20</td> <td>1470.5</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>98.5</td> <td>77.5</td> <td>129.5</td> <td>138.5</td> <td>158</td> <td>226</td> <td>248.5</td> <td>179</td> <td>50.5</td> <td>223.5</td> <td>164</td> <td>55</td> <td>1748.5</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>15.5</td> <td>133.5</td> <td>184.5</td> <td>212.5</td> <td>175</td> <td>234.5</td> <td>149.5</td> <td>96</td> <td>213</td> <td>98.5</td> <td>49</td> <td>112.5</td> <td>1674</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平均風速】 (m/s)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年</td> <td>2.6</td> <td>2.9</td> <td>3</td> <td>3.1</td> <td>3.2</td> <td>2.2</td> <td>3.5</td> <td>2.2</td> <td>2.1</td> <td>2.1</td> <td>2.1</td> <td>2.6</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成20年	4.6	3.3	9.5	14.5	19.1	22.2	27.7	27.2	23.5	18.3	11.7	7.3	平成21年	4.6	6.6	8.5	14.5	19.3	22.9	26	26.5	23.1	17.8	12.4	7.1	平成22年	3.9	6	8.2	12.5	18.1	23.4	20.4	29	25.4	16.2	11.6	7.3	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	平成20年	24.5	45.5	142	193	217	253	42.5	222.5	156	110.5	44	20	1470.5	平成21年	98.5	77.5	129.5	138.5	158	226	248.5	179	50.5	223.5	164	55	1748.5	平成22年	15.5	133.5	184.5	212.5	175	234.5	149.5	96	213	98.5	49	112.5	1674	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成22年	2.6	2.9	3	3.1	3.2	2.2	3.5	2.2	2.1	2.1	2.1	2.6	<p>第4章 市の地理的、社会特徴</p> <p>(2) 気候</p> <p>本市の気候は、太平洋側気候のうち東海式気候に属し、一般に温暖で夏季多雨、冬季は「伊吹おろし」と呼ばれる北西の冷たい風が吹き乾燥した快晴の日が多い。平均気温は夏季27℃前後、冬季4℃前後となっており、平均年間降雨量は1,500ミリ程度である。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	内容の整理
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																													
平成20年	4.6	3.3	9.5	14.5	19.1	22.2	27.7	27.2	23.5	18.3	11.7	7.3																																																																																																																													
平成21年	4.6	6.6	8.5	14.5	19.3	22.9	26	26.5	23.1	17.8	12.4	7.1																																																																																																																													
平成22年	3.9	6	8.2	12.5	18.1	23.4	20.4	29	25.4	16.2	11.6	7.3																																																																																																																													
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間																																																																																																																												
平成20年	24.5	45.5	142	193	217	253	42.5	222.5	156	110.5	44	20	1470.5																																																																																																																												
平成21年	98.5	77.5	129.5	138.5	158	226	248.5	179	50.5	223.5	164	55	1748.5																																																																																																																												
平成22年	15.5	133.5	184.5	212.5	175	234.5	149.5	96	213	98.5	49	112.5	1674																																																																																																																												
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																																																													
平成22年	2.6	2.9	3	3.1	3.2	2.2	3.5	2.2	2.1	2.1	2.1	2.6																																																																																																																													
7	<p>(3) 人口分布</p> <p>本市の人口は、昭和40年代、50年代に急激に増加したが、昭和60年代から平成にかけては増加のスピードが低下している。平成22年4月1日現在の人口は88,073人で、このうち65歳以上の高齢者は約20パーセントを占めている。この比率は、全国平均よりは低いものの、今後も老年人口の増加が予想される。</p> <p>世帯数は33,692世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は2.61人となっており、核家族化の</p>	<p>(3) 人口分布</p> <p>本市の人口は、昭和40年代、50年代に急激に増加したが、昭和60年代から平成にかけては増加のスピードが低下している。平成27年1月1日現在の人口は88,355人で、このうち65歳以上の高齢者は約24.7パーセントを占めている。この比率は、全国平均よりは低いものの、今後も老年人口の増加が予想される。</p> <p>世帯数は34,879世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は2.53人となっており、核家族化の</p>	時点修正 内容の整理																																																																																																																																						

頁	旧（平成24年度）	新（平成26年度修正案）	修正の理由																				
	<p>進行がうかがわれる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">あま市</th> <th colspan="3">人口（人）</th> <th>世帯数</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> <th>（世帯）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44,059</td> <td>44,014</td> <td>88,073</td> <td>33,692</td> </tr> </tbody> </table>	あま市	人口（人）			世帯数	男	女	計	（世帯）	44,059	44,014	88,073	33,692	<p>進行がうかがわれる。 (削除)</p>								
あま市	人口（人）			世帯数																			
	男		女	計	（世帯）																		
	44,059	44,014	88,073	33,692																			
7	<p>(4) 道路</p> <p>道路は、東名阪自動車道及び県道名古屋津島線等、東西には主要地方道基目寺佐織線、給父西枇杷島線が走っており、南北には主要地方道一宮蟹江線（西尾張中央道）が走り、北は稲沢市と南は津島市と結ばれている。</p>	<p>(4) 道路</p> <p>道路は、東名阪自動車道及び県道名古屋津島線等、東西には主要地方道あま愛西線、給父西枇杷島線が走っており、南北には主要地方道一宮蟹江線（西尾張中央道）が走り、北は稲沢市と南は津島市と結ばれている。</p>	名称変更																				
7	(新規)	<p>(8) 原子力発電所等</p> <p>本市においては、原子力発電所又は原子炉施設（「以下原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）には含まれていない。</p>	武力攻撃原子力災害対策の記載																				
11	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部課における平素の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部等</th> <th>課</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">福祉部</td> <td>社会福祉課</td> <td>1 緊急時の災害時要援護者(障害者)の災害対策準備に関すること 2 以下 略</td> </tr> <tr> <td>高齢福祉課</td> <td>1 緊急時の災害時要援護者(高齢者)の災害対策準備に関すること 2 以下 略</td> </tr> <tr> <td>子育て支援課</td> <td>1 緊急時の災害時要援護者(子ども)の災害対策準備に関すること 2 以下 略</td> </tr> </tbody> </table>	部等	課	平素の業務	福祉部	社会福祉課	1 緊急時の災害時要援護者(障害者)の災害対策準備に関すること 2 以下 略	高齢福祉課	1 緊急時の災害時要援護者(高齢者)の災害対策準備に関すること 2 以下 略	子育て支援課	1 緊急時の災害時要援護者(子ども)の災害対策準備に関すること 2 以下 略	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部課における平素の業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部等</th> <th>課</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">福祉部</td> <td>社会福祉課</td> <td>1 緊急時の避難行動要支援者(障がい者)の災害対策準備に関すること 2 以下 略</td> </tr> <tr> <td>高齢福祉課</td> <td>1 緊急時の避難行動要支援者(高齢者)の災害対策準備に関すること 2 以下 略</td> </tr> <tr> <td>子育て支援課</td> <td>1 緊急時の要配慮者(乳幼児)の災害対策準備に関すること 2 以下 略</td> </tr> </tbody> </table>	部等	課	平素の業務	福祉部	社会福祉課	1 緊急時の避難行動要支援者(障がい者)の災害対策準備に関すること 2 以下 略	高齢福祉課	1 緊急時の避難行動要支援者(高齢者)の災害対策準備に関すること 2 以下 略	子育て支援課	1 緊急時の要配慮者(乳幼児)の災害対策準備に関すること 2 以下 略	用語の整理
部等	課	平素の業務																					
福祉部	社会福祉課	1 緊急時の災害時要援護者(障害者)の災害対策準備に関すること 2 以下 略																					
	高齢福祉課	1 緊急時の災害時要援護者(高齢者)の災害対策準備に関すること 2 以下 略																					
	子育て支援課	1 緊急時の災害時要援護者(子ども)の災害対策準備に関すること 2 以下 略																					
部等	課	平素の業務																					
福祉部	社会福祉課	1 緊急時の避難行動要支援者(障がい者)の災害対策準備に関すること 2 以下 略																					
	高齢福祉課	1 緊急時の避難行動要支援者(高齢者)の災害対策準備に関すること 2 以下 略																					
	子育て支援課	1 緊急時の要配慮者(乳幼児)の災害対策準備に関すること 2 以下 略																					
18	<p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>4 指定公共機関等との連携</p> <p>(2) 医療機関との連携</p> <p>市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、海部医師会、海部歯科医師会、市内医療機関、市内歯科医療機関</p>	<p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>4 指定公共機関等との連携</p> <p>(2) 医療機関との連携</p> <p>市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、海部医師会、海部歯科医師会、市内医療機関、市内歯科医療機関</p>																					

頁	旧（平成24年度）	新（平成26年度修正案）	修正の理由
	<p>等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	<p>等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	
20	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <p>② 運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日を含め、通信体制の確保に努める。 ・武力攻撃災害における災害により情報収集・連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合においても各機関内及び機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化、代行できる人員の指定など、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努める。 ・高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な整備に努める。 	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <p>② 運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日を含め、通信体制の確保に努める。 ・武力攻撃災害における災害により情報収集・連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合においても各機関内及び機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化、代行できる人員の指定など、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努める。 ・高齢者、障がい者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な整備に努める。 	用語の整理
21	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておく。</p> <p>この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。</p> <p>また、警報を通知すべき当該市の他の執行機関その他の関係機関をあらかじめ市国民保護計画に定めておく。</p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておく。</p> <p>この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。</p> <p>また、警報を通知すべき当該市の他の執行機関その他の関係機関をあらかじめ市国民保護計画に定めておく。</p>	用語の整理
24	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p>	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p>	用語の整理
25	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p>	用語の整理

頁	旧（平成24年度）	新（平成26年度修正案）	修正の理由																
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 9項目 略 ○ 災害時要援護者の避難支援プラン 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 9項目 略 ○ 避難行動要支援者の避難支援プラン 																	
26	<p>(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</p> <p>市は、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難を適切に行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素からこれらの者の所在把握等に努めるとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。</p>	<p>(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮</p> <p>市は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難を適切に行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素からこれらの者の所在把握等に努めるとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。</p>	用語の整理																
26	<p>【災害時要援護者の避難支援プランについて】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）参照）。</p> <p>避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。</p> <p>災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方にに基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個人々の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。</p>	<p>【避難行動要支援者の避難支援プランについて】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者の避難支援プランを活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</p> <p>避難支援プランは、避難行動要支援者の避難を円滑に行えるよう、「避難行動要支援者に係る全体的な考え方」と「避難行動要支援者一人一人に対する個別計画」で構成される。</p> <p>避難行動要支援者一人一人の避難支援プランを実施するためには、避難行動要支援者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方にに基づき、支援すべき避難行動要支援者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、避難行動要支援者各個人々の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。</p>	用語の整理																
27	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行うとともに、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p> <p>この場合において、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮する。</p> <p>避難実施要領作成に際しての関係機関の意見聴取の方法や避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するための方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておく。</p>	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行うとともに、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p> <p>この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮する。</p> <p>避難実施要領作成に際しての関係機関の意見聴取の方法や避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するための方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておく。</p>	用語の整理																
28	<p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等</p> <p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">国民保護法施行令</th> <th style="width: 10%;">各号</th> <th style="width: 45%;">施設の種類</th> <th style="width: 20%;">所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第27条</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	第27条	略			<p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連等施設の把握等</p> <p>【生活関連等施設の種類及び所管省庁】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">国民保護法施行令</th> <th style="width: 10%;">各号</th> <th style="width: 45%;">施設の種類</th> <th style="width: 20%;">所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第27条</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	第27条	略			
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名																
第27条	略																		
国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名																
第27条	略																		

頁	旧（平成24年度）				新（平成26年度修正案）				修正の理由																			
	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	第28条	1号	危険物	総務省消防庁																				
		2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省		2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																				
		3号	火薬類	経済産業省		3号	火薬類	経済産業省																				
		4号	高压ガス	経済産業省		4号	高压ガス	経済産業省																				
		5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省		5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																				
		6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省		6号	核原料物質	原子力規制委員会																				
		7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省		7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																				
		8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省		8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省																				
		9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省		9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省																				
		10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）		10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																				
		11号	毒性物質	経済産業省		11号	毒性物質	経済産業省																				
32	第4章 国民保護に関する啓発 1 国民保護措置に関する啓発 (1) 啓発の方法 市は、県と連携して国の国民保護に関する啓発に協力するとともに、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。				第4章 国民保護に関する啓発 1 国民保護措置に関する啓発 (1) 啓発の方法 市は、県と連携して国の国民保護に関する啓発に協力するとともに、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。				用語の整理																			
38	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 【市対策本部の所掌事務】 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部等</th> <th>課</th> <th>武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">総務部</td> <td rowspan="6">防災総括班 (安全安心課)</td> <td>1～16 略</td> </tr> <tr> <td>17 自主防災組織との連絡調整及び被害状況の収集及び協力要請に関すること</td> </tr> <tr> <td>18～20 略</td> </tr> <tr> <td>21 配置に関する各部及び各班との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>22 避難実施要綱の策定に関すること</td> </tr> <tr> <td>23 特殊標章等の交付及び管理に関すること</td> </tr> </tbody> </table>				部等	課	武力攻撃事態等における業務	総務部	防災総括班 (安全安心課)	1～16 略	17 自主防災組織との連絡調整及び被害状況の収集及び協力要請に関すること	18～20 略	21 配置に関する各部及び各班との連絡調整に関すること	22 避難実施要綱の策定に関すること	23 特殊標章等の交付及び管理に関すること	第3編 武力攻撃事態等への対処 第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 【市対策本部の所掌事務】 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部等</th> <th>課</th> <th>武力攻撃事態等における業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td rowspan="3">防災総括班 (安全安心課)</td> <td>1～16 略</td> </tr> <tr> <td>17 自主防災組織との連絡調整及び協力要請に関すること</td> </tr> <tr> <td>18～20 略 (削除) (削除) (削除)</td> </tr> </tbody> </table>				部等	課	武力攻撃事態等における業務	総務部	防災総括班 (安全安心課)	1～16 略	17 自主防災組織との連絡調整及び協力要請に関すること	18～20 略 (削除) (削除) (削除)	あま市地域防災計画との整合性
部等	課	武力攻撃事態等における業務																										
総務部	防災総括班 (安全安心課)	1～16 略																										
		17 自主防災組織との連絡調整及び被害状況の収集及び協力要請に関すること																										
		18～20 略																										
		21 配置に関する各部及び各班との連絡調整に関すること																										
		22 避難実施要綱の策定に関すること																										
		23 特殊標章等の交付及び管理に関すること																										
部等	課	武力攻撃事態等における業務																										
総務部	防災総括班 (安全安心課)	1～16 略																										
		17 自主防災組織との連絡調整及び協力要請に関すること																										
		18～20 略 (削除) (削除) (削除)																										

頁	旧（平成24年度）		新（平成26年度修正案）		修正の理由
	総務部	防災総括班 （安全安心課） 24 自衛隊の災害派遣要請に関する事 25 その他、他の班に属さないこと 総務班 （総務課） 1 及び 2 略 3 救助物資及び義援物資の受領、配分に関する事 4～8 略 業務班 （市民サービスセンター） 1 及び 2 略 3 本庁本部との連絡調整に関する事 4 各庁舎の通常業務の準備及び支援に事 5 庁舎の被害状況調査及び応急復旧に関する事 6 略 7 火（埋）葬許可に関する事【本庁舎・七宝庁舎のみ】 税務・調査班 （税務課） （収納課） 1 被災者に対する市税の軽減若しくは免税又は徴収猶予に関する事 2 災害による市税の減収見込みに関する事 3 部内各班の応援に関する事 4 略 5 家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関する事 議会班 （議事課） 略	総務部	防災総括班 （安全安心課） 21 自衛隊の災害派遣要請に関する事 （削除） 総務班 （総務課） 1 及び 2 略 3 救助物資及び義援物資の受領、配分に関する事 4～8 略 業務班 （市民サービスセンター） 1 及び 2 略 3 本部との連絡調整に関する事 4 各庁舎の通常業務の準備及び支援に関する事 5 各庁舎の被害状況調査及び応急復旧に関する事 6 略 7 埋火葬許可に関する事【本庁舎・七宝庁舎のみ】 税務・調査班 （税務課） （収納課） 1 罹災者に対する市税の減免等に関する事 2 罹災台帳の作成に関する事 3 罹災証明書の交付に関する事 4 略 （削除） 議会班 （議事課） 略	
	企画財政部	広報公聴・情報班 （企画政策課） 1 市登録外国人の被災情報に関する事 2 外国人の援護支援に関する事 3 災害情報及び市民支援情報の収集 4 臨時広報及びホームページ、市メールサービスによる情報の発信及び発表に関する事 5 報道機関及びCATVの対応に関する事 6 住民等への情報伝達、広報に関する事 7 災害の記録、写真等の撮影及び保存に関する事 8 庁内及び関係機関との情報インフラ（IT関連）の機能確保に関する事 9 電算システムの災害応急対策及び被害調査に関する事 10 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 11 コミュニティ施設の災害対策、被害状況調査並びに応急復旧に関する事	企画財政部	広報公聴・情報班 （企画政策課） 1 外国人の援護支援に関する事 2 災害情報及び市民支援情報の収集 3 災害広報に関する事 4 報道機関の対応に関する事 （削除） 5 災害の記録、写真等の撮影及び保存に関する事 6 庁内及び関係機関との情報インフラ（IT関連）の機能確保に関する事 7 電算システムの災害応急対策及び被害調査に関する事 8 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 9 所管施設の災害対策、被害状況調査並びに応急復旧に関する事	

頁	旧（平成24年度）			新（平成26年度修正案）			修正の理由
	企画財政部		12 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること	企画財政部		10 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること	
		本部秘書班 (人事秘書課)	略		本部秘書班 (人事秘書課)	略	
		財務班 (財政課)	1～4 略 5 緊急支払いに関すること		財務班 (財政課)	1～4 略 (削除)	
		市営住宅班 (人権推進課)	略		市営住宅班 (人権推進課)	略	
		協力班(監査課)	略		協力班(監査課)	略	
		会計班 (会計課)	1 出納事務(緊急支払い)に関すること 2 指定金融機関等との連絡調整に関すること 3 災害義援金品の受入及び一時保管に関すること		会計班 (会計課)	1 緊急支払いの出納に関すること (削除) 2 災害義援金の一時保管に関すること	
	市民生活部	市民班 (市民課)	1 被災者の安否問い合わせに関すること 2 安否情報の収集、整理に関すること 3 死亡者の戸籍処理に関すること 4 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること 5 火(埋)葬許可に関すること 6 遺体の収容及び埋火葬に関すること	市民班 (市民課)	1 被災者の安否情報の収集、整理及び安否問い合わせに関すること (削除) 2 死亡者の戸籍処理に関すること 3 埋火葬許可に関すること 4 遺体の収容及び埋火葬に関すること 5 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること		
		避難所支援班 (保険医療課)	略	避難所支援班 (保険医療課)	略		
		医療救護班 (健康推進課)	1及び2 略 3 被災住民、避難住民の衛生管理・指導に関すること 4 市民病院、医師会、医療機関、日本赤十字社愛知県支部との連絡調整に関すること 5 医薬品、衛生材料の確保及び配分に関すること 6 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること	医療救護班 (健康推進課)	1及び2 略 3 被災住民、避難住民の健康管理、指導に関すること 4 市民病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、 <u>歯科医療機関</u> 、日本赤十字社愛知県支部との連絡調整に関すること (削除) 5 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること		
		市民病院班 (市民病院)	略	市民病院班 (市民病院)	略		
		環境衛生班 (環境衛生課)	1 衛生資機材及び防疫の実施及び防疫薬品等の供給に関すること 2～3 略 4 迷い犬猫の保護 5 略	環境衛生班 (環境衛生課)	1 防疫の実施及び防疫薬品等の供給に関すること 2～3 略 4 迷い犬猫に関すること 5 略		

頁	旧（平成24年度）		新（平成26年度修正案）		修正の理由			
	福祉部	社会福祉班 (社会福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>災害時要援護者(障害者)</u>の災害対策及び被害調査に関すること 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること 3 <u>社会福祉施設</u>の災害応急対策及び被害調査に関すること 4 社会福祉協会との連絡調整に関すること 5 日赤奉仕団、民間協力団体との連絡調整に関すること 6 ボランティア支援本部に関すること 7 <u>被災者への被服、寝具その他の生活必需品等の調達、斡旋及び配分</u>に関すること 8 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること 9 <u>所管施設における避難所の開設及び運営</u>に関すること 10 <u>り災生活保護世帯、身体障害者世帯、精神・知的障害者世帯等の被害調査及び援護</u>に関すること 11 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること 	福祉部	社会福祉班 (社会福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>避難行動要支援者(障がい者)</u>の災害対策及び被害調査に関すること 2 福祉避難所等の協力要請に関すること 3 <u>所管施設</u>の災害応急対策及び被害調査に関すること 4 <u>災害対策本部と社会福祉協会との連絡調整</u>に関すること 5 日赤奉仕団との連絡調整に関すること 6 <u>災害ボランティアセンター</u>に関すること (削除) 7 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること (削除) 8 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること (削除) 		
		高齢福祉班 (高齢福祉課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>災害時要援護者(高齢者)</u>の災害対策及び被害調査に関すること 2 <u>り災高齢者世帯の調査及び援護</u>に関すること 3 及び4 略 5 <u>老人福祉施設の災害対策、被害状況調査並びに応急復旧</u>に関すること 			高齢福祉班 (高齢福祉課)		<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>避難行動要支援者(高齢者)</u>の災害対策及び被害調査に関すること 2 <u>罹災高齢者世帯の調査及び援護</u>に関すること 3 及び4 略 5 <u>所管施設</u>の災害応急対策及び被害状況調査に関すること
		子育て支援班 (子育て支援課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>災害時要援護者(子ども)</u>の災害対策及び被害調査に関すること 2 略 3 <u>保育園及び児童館の児童の安全確保、応急保育</u>に関すること (新規) (新規) 4 <u>被災地における児童福祉施設開設運営</u>に関すること 			子育て支援班 (子育て支援課)		<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>要配慮者(乳幼児)</u>の災害対策及び被害調査に関すること 2 略 3 <u>保育園の園児の安全確保、応急保育</u>に関すること 4 <u>児童館の児童の安全確保、一時的な保護</u>に関すること 5 <u>親子通園療育施設の通園児の安全確保、応急保育</u>に関すること 6 <u>被災地における保育園・児童館の開設運営</u>に関すること

頁	旧（平成24年度）			新（平成26年度修正案）			修正の理由
	福祉部	子育て支援班 (子育て支援課)	<u>5</u> 被災母子・寡婦世帯の援護に関する事 <u>6</u> 保育料等の減免に関する事 <u>7</u> 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事	福祉部	子育て支援班 (子育て支援課)	(削除) <u>7</u> 保育料等の減免に関する事 <u>8</u> 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事	
建設産業部		都市・建設班 (都市計画課)	<u>1</u> 応急復旧及び緊急措置に要する諸資材の調達及び供給に関する事 <u>2</u> 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関する事 <u>3</u> 被災建築物・宅地の応急危険度判定に関する事 <u>4</u> 都市公園及び緑地の被害調査に関する事 <u>5</u> 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事	都市・建設班 (都市計画課)	<u>1</u> 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関する事 <u>2</u> 被災建築物・宅地の応急危険度判定に関する事 <u>3</u> 都市公園及び緑地の被害調査に関する事 <u>4</u> 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事		
		土木・河川班 (土木課)	1 道路の被害調査、応急対策に関する事 2 河川、橋梁、水路の被害調査、応急対策に関する事 3 以下 略	土木・河川班 (土木課)	1 道路の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 2 河川、橋梁、水路の被害調査、応急対策及び復旧に関する事 3 以下 略		
		農政・商工班 (産業振興課)	1～3 略 <u>4</u> 土地改良区及び関係機関との連絡調整に関する事 <u>5</u> 被災家畜収容に関する事 <u>6</u> 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 <u>7</u> 死亡獣畜の処理に関する事 <u>8</u> 商工業者の被害調査及び災害対策に関する事 <u>9</u> 商工者の災害復旧融資対策に関する事 <u>10</u> 雇用対策の提供に関する事 <u>11</u> 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 (新規)	農政・商工班 (産業振興課)	1～3 略 <u>4</u> 湛水防除に関する事 <u>5</u> 土地改良区及び関係機関との連絡調整に関する事 <u>6</u> 被災家畜収容に関する事 <u>7</u> 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 <u>8</u> 死亡獣畜の処理に関する事 <u>9</u> 用排水路及び排水機の被害調査及び応急復旧に関する事 <u>10</u> 商工業者の被害調査及び災害対策に関する事 <u>11</u> 商工業者の災害復旧融資対策に関する事 (削除) <u>12</u> 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 <u>13</u> 食品供給に関する事		
		アトグ イレヅ 班 (七宝焼 アトグ イレヅ)	略	アトグ イレヅ 班 (七宝焼 アトグ イレヅ)	略		
		給水班 (上水道課)	1 配水施設の被害調査と災害対策に関する事 2 以下 略	給水班 (上水道課)	1 配水場(管)施設の被害調査及び災害対策に関する事 2 以下 略		
		下水班 (下水道課)	略	下水班 (下水道課)	略		

頁	旧（平成24年度）			新（平成26年度修正案）			修正の理由
	教育部	教育班 (学校教育課)	1 及び 2 略 3 <u>学校職員の災害時における動員に関すること</u> 4 児童生徒、教員の被害状況の取りまとめに関すること 5 児童生徒、 <u>所管施設利用者の安全確保に関すること</u> 6 <u>児童生徒の避難に関すること</u> 7 <u>り災児童に関すること</u> 8 小中学校の休校措置等に関すること 9 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること 10 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること	教育部	教育班 (学校教育課)	1 及び 2 略 (削除) 3 児童生徒、教員の被害状況の取りまとめに関すること 4 児童生徒の安全確保に関すること (削除) 5 <u>罹災児童生徒に関すること</u> 6 小中学校の休校措置等に関すること 7 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること 8 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること	
社会教育班 (生涯学習課)		略	社会教育班 (生涯学習課)		略		
給食班 (給食センター)		略	給食班 (給食センター)		略		
53	第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 (1) 略 ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市が含まれる場合は、原則として、広報車、サイレン、CATVを使用して注意喚起を図る。 また、市長は海部東部消防組合と連携し、職員並びに消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自主的な協力を得るなどにより、各世帯に警報の内容を伝達する。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。 なお、将来的に同報系防災行政無線が整備された時は、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。			第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 (1) 略 ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市が含まれる場合は、原則として、広報車、サイレン、CATVを使用して注意喚起を図る。 また、市長は海部東部消防組合と連携し、職員並びに消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自主的な協力を得るなどにより、各世帯に警報の内容を伝達する。この場合においては、高齢者、 <u>障がい者</u> 、外国人等に対する伝達に配慮する。 なお、将来的に同報系防災行政無線が整備された時は、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。			用語の整理 内容の整理
53	(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、市長は海部東部消防組合の管理者に対して、消防本部が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うよう要請するとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、行政区や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した			(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、市長は海部東部消防組合の管理者に対して、消防本部が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うよう要請するとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、行政区や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した			用語の整理

頁	旧（平成24年度）	新（平成26年度修正案）	修正の理由
	<p>(8) 避難所等における安全確保等 略</p> <p>(9) 動物の保護等に関する配慮 略</p> <p>(10) 通行禁止措置の周知 略</p> <p>(11) 県に対する要請等 略</p> <p>(12) 避難住民の運送の求め等 略</p> <p>(13) 避難住民の復帰のための措置 略</p>	<p>(9) 避難所等における安全確保等 略</p> <p>(10) 動物の保護等に関する配慮 略</p> <p>(11) 通行禁止措置の周知 略</p> <p>(12) 県に対する要請等 略</p> <p>(13) 避難住民の運送の求め等 略</p> <p>(14) 避難住民の復帰のための措置 略</p>	
66	<p>第5章 救援</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>第5章 救援</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	救援事務の移管に伴う変更
67	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p>市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、海部東部消防組合及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>安否情報の収集に際しては、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号を用いる。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、<u>外国人登録原票</u>等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p>市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、海部東部消防組合及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>安否情報の収集に際しては、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号を用いる。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	用語の整理

頁	旧（平成24年度）	新（平成26年度修正案）	修正の理由
	<p>市による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行う。</p>	<p>市による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行う。</p>	
68	<p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）の送付によるものとし、また、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>2 県に対する報告</p> <p>市は、県への報告に当たっては、原則として安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メール等により送付する。なお、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	用語の整理
77	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。</p> <p>（新規）</p> <p>（略）</p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <p>市は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>市は、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。</p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>近隣県に所在する原子力発電所等及び運搬中の核燃料物質等が武力攻撃を受けた場合、市は、原則として、市地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p> <p>2 NBC攻撃による災害への対処</p> <p>（略）</p>	武力攻撃原子力災害対策の記載
81	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>また、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施するとともに、必要に応じ、健康相談窓口を設置するよう努める。</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障がい者等避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>また、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施するとともに、必要に応じ、健康相談窓口を設置するよう努める。</p>	用語の整理